

岩手県医療局管理規程第8号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(執行伺)</p> <p>第21条 収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、収入徴収担当者又は支出命令者の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる収入及び支出については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 支出 ア～エ [略]</p> <p>(支払証拠書)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 前項の規定による支払証拠書は、所属年度、月、<u>領収証書の枚数</u>、病院名等を記載した表紙を付けて、その月の翌月の20日までに所属長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第200条 [略]</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) かし担保</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければ</p>	<p>(収入原因行為又は支出負担行為の執行伺)</p> <p>第21条 収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、収入徴収担当者又は支出命令者の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる収入及び支出については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 支出 ア～エ [略]</p> <p><u>オ 契約で単価又は1月当たりの対価の額が定められているもの(エに掲げるものを除く。)</u>で、別に定める経費</p> <p>(支払証拠書)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 前項の規定による支払証拠書は、所属年度、月、病院名等を記載した表紙を付けて、その月の翌月の20日までに所属長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第200条 [略]</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、<u>履行の追完、代金の減額及び契約の解除</u></p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければ</p>

ならない。	ならない。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の医療局財務規程第86条第2項の規定は、令和3年度の事業年度から適用し、令和2年度以前の事業年度については、なお従前の例による。